

事務連絡(保117) F

平成18年9月21日



都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

郡市区医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木



患者一部負担金等関係のポスター作成について (ご報告とご依頼)

標記ポスター (添付資料参照: 厚生労働省ホームページからダウンロード可能 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/index.html>) につきましては、10月1日からの改正に合わせ医療機関の窓口等に掲示していただくべく、本会と厚生労働省で作成し、社会保険事務局を通じて各医療機関に1枚ずつ配布される旨、都道府県医師会長宛平成18年9月15日付日医発第633号「健康保険法等の一部改正に伴う健康保険法施行令、同施行規則等の一部改正について」にてご連絡申し上げたところであります。

今般、当該ポスターが完成し、各都道府県社会保険事務局に到着しているところですが、厚生労働省の誤りで部数が配布すべき医療機関数に満たないことが判明いたしました。

標記ポスターの配布につきましては、9月20日開催の中央社会保険医療協議会基本問題小委員会で確認し、厚生労働省から、当初の作成部数に手違いがあり現在増刷中である旨の説明と謝罪がありました。

現在、厚生労働省においてポスターを増刷中であり、追って各医療機関に配布されることとなりますが、配布予定が10月初旬を見込んでおり、10月1日には間に合いません。

かかる状況に鑑み、急遽、本会で日本医師会員数分のポスターを印刷し、会員の先生方に配布することといたしました。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

配布につきましては、可能な限り早急にお手もとに届けるため、本会から各郡市区医師会宛に所属会員数（平成18年9月21日現在）の部数をお送りいたしますので、各郡市区医師会において適宜会員医療機関に配布下さいますようお願い申し上げます。ただし、大学病院医師会、県庁など行政機関にかかる医師会については、一律10部お送りいたします。各郡市区医師会には9月26日以降順次到着する予定で作業を進めております。

各都道府県医師会にはご参考に10部お送りいたします。

つきましては、かかる状況をご了知いただき、ポスター配布方等につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、すでに社会保険事務局到着分の厚生労働省作成のポスターは厚生労働省と日本医師会の連名になっておりますが、厚生労働省において現在増刷中の追加分ポスターにつきましては、日本歯科医師会及び日本薬剤師会を合わせた4者の連名となっております。

(添付資料)

ポスター〔見本〕（患者一部負担金等関係）（平成18年8月 厚生労働省・日本医師会）

※作成するポスターはカラーA3サイズ

平成18年10月1日から 健康保険法等が改正され 患者さんの負担額が変わります

1. 70歳以上の高齢者の窓口負担割合が変わります。

**現役並みの所得を有する
高齢者の窓口負担割合**

2割 → 3割

【現役並み所得者となる基準】

課税所得 145万円以上(月収28万円以上) 及び
収入 高齢者複数世帯 520万円以上
高齢者単身世帯 383万円以上

※ 公的年金等控除等の見直しに伴う現役並み所得者の経過措置

公的年金等控除や老年者控除の見直しにより、現役並み所得者となる70歳以上の高齢者の方々については、平成18年9月から(*)最大2年間、月ごとの自己負担限度額は、現役並みよりも低い「一般」の額が適用されます。

【経過措置の対象となる方の一部負担金等】

窓口負担割合 3割 外来限度額 12,000円 自己負担限度額 44,400円

(*) 健康保険・船員保険等においては平成18年9月から

2. 1ヶ月当たりの自己負担限度額が変わります。

一部負担金については、以下の額を超えた額が、申請により、保険者又は市町村から払い戻されます。

70歳未満の方

	1ヶ月当たりの自己負担限度額
上位所得者 (月収56万円以上) (*)	139,800円 + (医療費 - 486,000円) × 1% <77,700円>
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% <40,200円>
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <24,600円>

(*) 国民健康保険においては年間所得670万円超

	1ヶ月当たりの自己負担限度額
上位所得者(*) (月収53万円以上) (*)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <83,400円>
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <24,600円>

(*) 国民健康保険においては年間所得600万円超

※ 人工透析を要する70歳未満の上位所得者については、1ヶ月当たりの自己負担限度額は1万円から2万円に変わります。

70歳以上の方

入院の場合、同一の医療機関での負担額が「1ヶ月当たりの自己負担限度額」に達したとき(在宅総合診療の場合は、「外来」の限度額に達したとき)は、その月は、その後の窓口でのお支払いは不要です。

	外来 (個人ごと)	1ヶ月当たりの自己負担限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上*)	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% <40,200円>
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税)	8,000円	24,600円
II (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円

(*) 健康保険・船員保険等においては、月収28万円以上

	外来 (個人ごと)	1ヶ月当たりの自己負担限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上*)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	8,000円	24,600円
I (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円

(*) 健康保険・船員保険等においては、月収28万円以上

(注) < > 内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

詳しくは、御加入の医療保険の保険者(老人保健はお住まいの市町村)までお問い合わせください。

平成18年8月

厚生労働省・日本医師会